

碧南市子ども・子育て会議 会議録

日時

平成 29 年 8 月 29 日（火）午後 1 時 30 分から

場所

碧南市役所 2 階会議室 1

出席者及び欠席者

（１）出席委員

中根潮美、河原厚司、水野裕子、板倉尚子、杉浦龍一、北村恒、倉内由美、鈴木怜香、杉浦範子、石川陽子、滝沢良仁、菅原優、田村貴広、内田好洋、菰田近男、榊原笑子、栗並えみ、藤井理沙、大岩みちの（委員兼アドバイザー）

（２）欠席委員

神谷領伸

（３）事務局職員

福祉こども部長 岡崎康浩、こども課長 中川英治、こども課指導保育士 神谷しづえ、こども課指導主事 鈴木悦子、こども課課長補佐 鈴木善三、こども課課長補佐 石井香代、こども課育成支援係主事 中神康充、健康課課長補佐 中根みはる、福祉課発達支援係長 鈴木 信恵

傍聴者

0 人

議題

1. 会長挨拶

2. 議事

（１）碧南市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

（１）について事務局から資料に沿って説明があり、その後委員より質問・意見があった。

【主な意見・質問】

< A委員 >

幼稚園・保育園の量の見込み等の見直しについて、31年度より認定こども園化を目指しているが今回の計画に載っていない。今後の計画に反映させる意向はあるのか。

< 事務局 >

今回の計画見直しについては30年度を主として行った。A委員の意見を参考に、今後の計画に反映するよう検討したい。

< A委員 >

幼稚園は利用者が減少していて、保育園は利用者が増加している。また幼稚園も長時間利用者が増えている。今後は、市全体で幼稚園・保育園の統廃合を行うことで多くの人を保育できるようにしていくべきだと思う。

< B委員 >

国の施策として保育実施基準の要件緩和をしていかなければならないとなっているが、碧南市はどのように対応していくのか。

< 事務局 >

今後の予定として平成32年度まで120時間を要件とし、平成33年度からは90時間を要件とすることとし、平成37年度から60時間まで要件を緩和する予定である。これは直ちに要件を緩和すると、それだけ入所希望が増えることになり、現在は施設に余裕がないため安心・安全な保育を確保出来ないと考えるためである。今後要件緩和に向けてハード・ソフトの両面で対応できるようにしていくつもりである。

< B委員 >

確保方策は良いと思うが、それをどのように運用するかが重要であると考え。従来どおりに保護者が保育園・幼稚園の利用を選択すれば状況は変わらない。

実際に現在自分の子どもを保育園に預けているが、トイレ・廊下を含めれば面積基準には達するものの、狭い部屋で多くの人数を保育するようになっている。

今まで碧南市は希望する保育園にほぼ入所出来ていたが、そろそろ利用者調整をして各施設の各クラスに定員をつけ、入所希望を割振る必要があるように思う。今後検討していただきたい。

< C委員 >

ファミリーサポートセンター事業について、これまでの見込みから3倍になっているが、これは3倍となっても事業を行うことはできるのか。

< 事務局 >

現在、ファミリーサポートセンター事業の提供会員は人数が伸びている。これ

は両方会員になる方や元保育士の方に声をかけさせていただいているためである。

また、碧南市では中学生までこの事業を利用することが出来る。このため、塾への送迎や短い時間での預かりが多いため、会員への負担は少ないと考えられる。よって利用人数が増えても対応できると考えている。

<A委員>

病児保育事業を行うことがライフワークバランスを整えることに繋がると説明があったがどういうことであるか。

<事務局>

子どもが病気になったときに親が看病できることが一番良いとは思いますが、現代の社会において急に仕事が休める人ばかりではなく、初動の部分で病児保育が利用できる環境にあれば、親には選択肢が増えることに繋がる。そうすれば、仕事を続けながら育児をしていくことが可能にしやすい環境になるのではないかと思う。病気の子は病児保育を即利用するといった体制を作っていきたい訳ではない。

<A委員>

「大人の都合」ではなく「子どものため」を考えて欲しい。

子どもが病気になったときに親が看病できる社会作りが必要ではないかと思う。政府の方針は、働き手を増やすために保育できる環境づくりを目指しているように思うが、碧南市には子どもが病気になったときなどに会社が休みを進んで与えられるような風土を作ってもらいたい。

<D委員>

育児・介護休業法には「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、一の年度において五労働日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十労働日）を限度として、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして厚生労働省令で定める当該子の世話をを行うための休暇（以下この章において「子の看護休暇」という。）を取得することができる。」とされている。これを企業に周知していったらどうか。

<事務局>

休暇については、企業様は十分に理解されているかとは思いますが、なかなか利用しにくい環境があるかと思う。今後広報等していければと思う。

<B委員>

会議や行政資料などを見て思うことなのであるが、主たる保育者が母親であるということをメインに押し出すのは行政として良いのか。今は様々な家族があるので、行政が発信していくメッセージとして意識して言葉を使っていって

いただきたい。

<事務局>

今後は意識して行っていきたいと思っている。

<大岩委員>

今回の会議を聞いて「子どもの最善の利益」を考えていていただきたいと思う。これは、病児保育事業等で親を助けることで子どもを助けることなどにも繋がると思う。また今後は具体的な施策を示していくことが大事かと思う。

政府が打ち出した方針では、テストの点数を取る教育だけではなく、判断能力や人間性といった非認知能力を伸ばす教育もしていくというものが出ている。この教育をしていくためには人的環境を備えていく必要がある。

今後、保育士向けのキャリアアップ研修などを行っていくので受講していただきたい。

また、最近孫が生まれ、乳児家庭全戸訪問事業を子が受けたが、保健師からのアドバイスが個人的に受けられるチャンスとしてとても良いと感じたので今後も継続して事業を行っていただきたい。

3. その他

今年度より設立された福祉課発達支援係について、福祉課発達支援係係長より説明があった。